

軽微な事項の変更の届出について（取扱い）〔案〕

軽微な事項の変更については、運輸支局長等への届出行為となることから、運営協議会での協議事項ではなく、報告事項として取り扱うものとします。

そのため、実施主体が、軽微な事項の変更をしようとするときは、運輸支局長等に届出を行うとともに、事務局（市）にその旨を報告することとします。

事務局においては、直後に開催する運営協議会において、変更内容を報告するものとします。

【軽微な事項の変更の届出内容】（道路運送法第 79 条の 7，同法施行規則第 51 条の 13）

- ア. 申請者の名称、住所、代表者の氏名
- イ. 自家用有償旅客運送の種別（減少する場合に限る）
- ウ. 路線（減少した場合に限る）
- エ. 運送の区域（減少した場合に限る）
- オ. 事務所の名称及び位置
- キ. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数（※）
- ク. 運送しようとする旅客の範囲

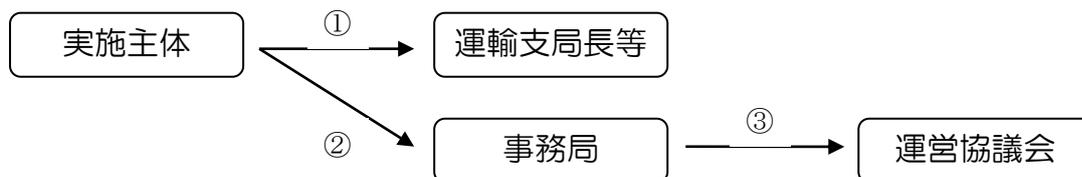
（※）この場合に、事務所ごとの配置車両数が 5 両以上（乗車定員 11 人以上の自動車にあっては 1 両以上）となった場合は、登録事項変更届出書に運行管理の責任者・運行管理の体制の要件を備えていることを証する書類が必要。

【届出の様式】

様式：第 2－4 号

【フロー図】

- ①実施主体が運輸支局長等に登録事項変更届出書（様式第 2－4 号）及び関連書類を提出する。
- ②運輸支局長等に登録事項変更届出書提出後速やかに、事務局に複写を提出する。
- ③事務局は、直近の運営協議会で変更内容を報告する。



丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

(社会福祉法人 みつみ福祉会)

■申請区分:登録事項変更届出

■有効期間の満了日:平成27年11月20日

No.	項目	申請内容の概要
1	運送主体	丹波市春日町野村65-1 社会福祉法人みつみ福祉会 変更後 ※事業所名称 ホームヘルプステーション「ブリッジ」 (変更前 ※事業所名称 みつみ生活サポートセンター) 変更後 ※事業所所在地 丹波市山南町岩屋635番地 (変更前 ※事業所所在地 丹波市氷上町石生36番地1)
2	運送対象	対 象 会員登録された以下に掲げる者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」 8名 (ロ) 介護保険法に規定する「要介護認定者」 2名 (ハ) 介護保険法に規定する「要支援認定者」 1名 (二) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、精神障害その他の障害を有する者 17名
	形態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市の区域内にある
3	使用車両	使 用 両 (1) 福祉自動車 変更後1台(変更前2台) スズキ エブリィ(4人乗)車いす車 (2) セダン型等一般車両 1台 スズキ ワゴンR(4人乗)
	使 用 権	使用する車両2台すべてについて、運送主体が使用権原を有している。 ※社会福祉法人 みつみ福祉会(自動車者検証により確認済み)
	車 両 の 表 示	使用自動車の車体側面に外部から見えやすいように表示する。 (別添写真参照)
4	運 転 者	運転者 4名 (内訳) ・普通第2種免許所持者1名(介護福祉士資格者1名) ・普通第1種免許所持者3名 (国土交通大臣が認定する講習を修了した者3名) 福祉車両・セダン型車両運転可
5	損害賠償措置	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2台 (1) スズキ エブリィ(対人:無制限、対物:無制限、人身傷害:無制限(入通院定額給付金 20万円、死亡・後遺障害定額給付金 1名につき1000万円)、無保険車障害:無制限、自損事故障害:人身傷害で補償車両:協定保険価額120万円) (2) スズキ ワゴンR(対人:無制限、対物:無制限、人身傷害:無制限(入通院定額給付金 20万円、死亡・後遺障害定額給付金 1名につき1000万円)、無保険車障害:無制限、自損事故障害:人身傷害で補償車両:協定保険価額90万円)

【運営協議会協議資料】

6	運 送 の 対 価	別紙「福祉有償運送料金表」（ホームステーション「ブリッジ」）参照 1 丹波市内のみ運行する場合 【時間制運賃】 初乗り走行20分あたり600円、以後、20分単位ごとに600円を加算 2 丹波市内から市外へ運行する場合、および市外から丹波市内へ運行する場合 【距離制運賃】 初乗り走行1kmまで300円、以後、走行距離50kmまで1km単位ごとに80円を加算し、51km以後、1km単位ごとに120円を加算する。
7	管 理 運 営 体 制	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
8	運 行 管 理 責 任 者 責 任 者	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
9	法 令 遵 守	別紙「宣誓書（様式第3号）」参照

丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

(社会福祉法人 みつみ福祉会)

■申請区分:更新登録の申請

■有効期間の満了日:平成 27 年 11 月 20 日

No.	項 目		申請内容の概要
1	運送主体		丹波市春日町野村 6 5-1 社会福祉法人みつみ福祉会 ※事業所名称 ホームヘルプステーション「ブリッジ」 ※事業所所在地 丹波市山南町岩屋 6 3 5 番地
2	運送対象	対 象	会員登録された以下に掲げる者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」 8名 (ロ) 介護保険法に規定する「要介護認定者」 2名 (ハ) 介護保険法に規定する「要支援認定者」 1名 (ニ) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、精神障害その他の障害を有する者 17名
		形 態	運送の発地または着地のいずれかが <u>丹波市の区域内</u> にある
3	使用車両	使 用 車 両	(1) 福祉自動車 1台 スズキ エブリィ (4人乗) 車いす車 (2) セダン型等一般車両 1台 スズキ ワゴンR (4人乗)
		使 用 権 原	使用する車両2台すべてについて、運送主体が使用権原を有している。 ※社会福祉法人 みつみ福祉会 (自動車者検証により確認済み)
		車 両 の 表 示	使用自動車の車体側面に外部から見えやすいように表示する。 (別添写真参照)
4	運 転 者		運転者 4名 (内訳) ・普通第2種免許所持者1名 (介護福祉士資格者1名) ・普通第1種免許所持者3名 (国土交通大臣が認定する講習を修了した者3名) 福祉車両・セダン型車両運転可
5	損 害 賠 償 措 置		損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2台 (1) スズキ エブリィ (対人:無制限、対物:無制限、人身傷害:無制限 (入通院定額給付金 20万円、死亡・後遺障害定額給付金 1名につき 1000万円)、無保険車障害:無制限、自損事故障害:人身傷害で補償車両:協定保険価額 120万円) (2) スズキ ワゴンR (対人:無制限、対物:無制限、人身傷害:無制限 (入通院定額給付金 20万円、死亡・後遺障害定額給付金 1名につき 1000万円)、無保険車障害:無制限、自損事故障害:人身傷害で補償車両:協定保険価額 90万円)

【運営協議会協議資料】

6	運送の対価	別紙「福祉有償運送料金表」（ホームステーション「ブリッジ」）参照 1 丹波市内のみ運行する場合 【時間制運賃】 初乗り走行20分あたり600円、以後、20分単位ごとに600円を加算 2 丹波市内から市外へ運行する場合、および市外から丹波市内へ運行する場合 【距離制運賃】 初乗り走行1kmまで300円、以後、走行距離50kmまで1km単位ごとに80円を加算し、51km以後、1km単位ごとに120円を加算する。
7	管理運営体制	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
8	運行管理責任者責任者	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
9	法令遵守	別紙「宣誓書（様式第3号）」参照

丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表
(特定非営利活動法人 ふくろう)

■申請区分:新規登録の申請

No.	項目		申請内容の概要
1	運送主体		丹波市氷上町横田334-5 特定非営利活動法人 ふくろう ※事業所名称 NPO法人 ふくろう ※事業所所在地 丹波市氷上町横田334-5
2	運送対象	対 象	会員登録された以下に掲げる者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」 2名 (ロ) 介護保険法に規定する「要介護認定者」5名 (ハ) 介護保険法に規定する「要支援認定者」1名
		形 態	運送の発地及び着地がいずれも市島町を除く <u>丹波市の区域内</u> であること
3	使用車両	使 用 車 両	(1) セダン型等一般車両 1台 ダイハツ ミラ (4人乗)
		使 用 原 則	使用する車両について、自動車の使用者と運送主体との間で締結された車両使用承諾書により、福祉有償運送を実施する間は、運送主体が使用権原を有している。 ※(車両使用承諾書及び自動車車検証により確認済み)
		車 両 の 表 示	国土交通省(運輸局)の登録実施の認可後に表示する。
4	運 転 者		運転者 1名 (内訳) ・普通第2種免許所持者1名 (国土交通大臣が認定する講習を修了したもの1名)
5	損 害 賠 償 措 置		三井住友海上火災保険株式会社 1台 (対人:無制限、対物:無制限、人身傷害:5000万円、車両:免責5万円)
6	運 送 の 対 価		別紙「利用運賃及び料金一覧」(協議会参考様式C)参照 丹波市内のみ運行 【距離制運賃】 初乗り走行5kmまで500円、以後、1km単位ごとに100円を加算する。

【運営協議会協議資料】

7	管理運営体制	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
8	運行管理責任者 責任者	別紙「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」参照
9	法令遵守	別紙「宣誓書（様式第3号）」参照